



長岡けやき法律事務所
所長 杉森 芳博
弁護士



〒940-0061
長岡市城内町3-5-1 レーベン長岡207
TEL 0258-86-0275 FAX 0258-86-0276

- ・都市銀行に勤務した後、弁護士に転身。
- ・金融機関勤務の経験を活かして、企業や個人の様々な相談に対応している。

消費者契約法の改正について

消費者と事業者との契約に関するルールを定めた消費者契約法の改正法案が今般、成立しました。今回のかわら版は、同法の主な改正点についてご説明します。

1. 消費者契約法とは

消費者と事業者の間には情報の質や量、交渉力に圧倒的な格差があり、契約に関するトラブルが発生しがちです。格差のある者が対等に取引するためには、その差を埋めるルールが必要であり、このルールを定めているのが消費者契約法です。

消費者契約法では、事業者の「不適切な勧誘」（下記①～④）で消費者が誤認・困惑して契約した場合、消費者はその契約を取り消し可能であると定めています。また、消費者にとって一方的に「不当・不利益な条項」（下記⑤～⑦）のある契約が締結された場合、その条項は無効になると定めています。

「不適切な勧誘」 ⇒ 取り消し可能

- ① 不実告知
- ② 断定的判断の提供
- ③ 不利益事実の不告知
- ④ 不退去／退去妨害

「不当・不利益な条項」 ⇒ 無効になる

- ⑤ 事業者の損害賠償責任を免除する条項
- ⑥ 消費者の支払う損害賠償額の予定条項（不当に高額な解約料や遅延損害金）
- ⑦ 消費者の利益を一方的に害する条項

2. 今回の主な改正点

今回の主な改正点は次の5点です。

- (1) 過量な内容の契約を取り消しの対象に規定
 - (2) 契約締結の動機となる事情についての不実告知を取り消しの対象に規定
 - (3) 消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする
 - (4) 消費者の不作為をもって申し込みや承諾とみなす条項を無効とする
 - (5) 契約の取り消し権の行使期間を1年に延長
- 以下、具体的に説明いたします。

(1) 過量な内容の契約を取り消しの対象に規定

「判断能力の衰えた高齢者が不必要な着物を大量に購入させられた」などのように、物品や役務の販売数量が通常必要とされる分量等を著しく超える場合は、「不適切な勧誘」として消費者による契約の取り消しが可能とされます。

対象となるのは、事業者が消費者に契約の締結を勧誘するときに、販売する物品や役務の数量が、消費者の生活状況等に照らして通常想定される分量等を著しく超えることを当該事業者が認識していた場合です。

(2) 契約締結の動機となる事情についての不実告知を取り消しの対象に規定

改正前の消費者契約法では、商品の品質や価格などの取引の内容や取引条件について、間違っただけの説明をした場合のみが「不適切な勧誘」として契約取り消しの対象となっていました。

今回の改正では、これに加え、消費者が契約を締結するかどうかの判断に通常影響を及ぼす事柄について、間違っただけの説明がなされ、消費者が誤解して契約を締結した場合についても消費者が契約を取り消せるようになります。

例えば、「お客さまがお使いの〇〇は故障していますので、買い換えをお勧めします」と、商品の買い換えを勧めたが、実は、商品の故障は無かった場合などが、取り消しの対象となります。

(3) 消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする

改正前の消費者契約法では、事業者の債務不履行・瑕疵担保責任による損害賠償責任を免除する条項は無効とされていました。

今回の改正では、これに加えて、「事業者の債務不履行・瑕疵担保責任が認められる場合でも、消費者は契約を解除できない」などのように、消費者の解除権を放棄させる条項が「不当・不利益な条項」として無効とされます。

(4) 消費者の不作為をもって申し込みや承諾とみなす条項を無効とする

「Aという商品を購入した場合、特段の連絡が無ければ、全く関係の無いBという別の商品の定期購入の契約を締結したものとみなす」などのように、消費者の不作為をもって新たな契約の申し込みまたは承諾とみなす条項が、今回の改正により「消費者の利益を一方的に害する条項」の例として明示され、無効とされます。

(5) 契約の取り消し権の行使期間を1年に延長

改正前の消費者契約法では、契約の取り消しが可能な期間は、誤認に気付いた時または困惑を脱した時から6カ月とされていましたが、今回の改正では、これが1年に延長されます。

3. 最後に

今般、成立した改正消費者契約法は2017年中に施行される予定です。同法は個人消費者を対象とする取引の一般法ですから、多くに事業者にも影響が及ぶと考えられます。十分な留意が必要です。